人人人 県 章

山形県公報

平成25年12月17日 (火) 第2505号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目	次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の指定	(健康福	福祉企画課)	 1297
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	 同
○生活保護法による指定施術機関の変更の届出	(同)	 1298
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	宁地域係	保健福祉課)	 同
○指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止(同)	 同
○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止(司)	 1299
○十地区画整理組合の解散の認可	(者	(市計画課)	 同

告示

山形県告示第1112号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	指为	定 医	療	機	関(の名	3 称		指定医療機関の所在地	指定	年月日
高		,	宮		楽			局	最上郡真室川町大字新町128番地20	平成2	5. 10. 31
お	お	٧١	l	だ	調	剤	薬	局	北村山郡大石田町大石田甲185番地1	同	11. 1
本	町	矢	吹	ク	IJ	=	ツ	ク	山形市本町一丁目6番17号	同	12. 1

山形県告示第1113号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年12月17日

山形県知事 吉 村 美栄子

	指	定	医	療	機	関	の	名	称		指気	定	医	療	機	関	の	所	在	地	廃止	年月日
高			宫	ì		事	Ę			局	最上郡真	室」	町	大字	字新聞	Т128	番地	120			平成2	5. 10. 28
お	お	V	`	l	だ	調	剤] }	薬	局	北村山郡	『大石	石田	町大	石田	日甲1	85番	地 1	-		同	10. 31

矢 吹 嶋 ク リ ニ ッ ク 山形市嶋北四丁目5番5号 同 11.30

山形県告示第1114号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした指定施術機関の名称及び所在地 井苅接骨院 東根市中央一丁目13番10号

2 届出の内容

指定施術機	指定施術機関の所在地								
変 更 前	変 更 後	変更年月日							
東根市三日町二丁目5番2号	東根市中央一丁目13番10号	平成25. 9. 6							

山形県告示第1115号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ビフビーサービス	株式会社ビフビーサービス 新庄市堀端町2番41号	訪 問 介 護	平成25.12.31
株式会社ビフビーサービス	株式会社ビフビーサービス 新庄市堀端町2番41号	訪問入浴介護	田

山形県告示第1116号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ビフビーサービス	株式会社ビフビーサービス 新庄市堀端町2番41号	居宅介護支援	平成25.12.31

山形県告示第1117号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のと おり廃止する旨の届出があった。

平成25年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ビフビーサービス	株式会社ビフビーサービス 新庄市堀端町2番41号	介護予防訪問介護	平成25.12.31
株式会社ビフビーサービス	株式会社ビフビーサービス 新庄市堀端町2番41号	介護予防訪問入浴 介護	同

山形県告示第1118号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認 可した。

平成25年12月17日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 組合の名称
 - 寒河江市木の下土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 寒河江市大字西根字木の下16番地の3
- 3 解散の事由
 - 事業の完成
- 4 解散認可の年月日 平成25年12月17日

 平成25年12月17日印刷
 発行所 山 形 県 庁
 印刷所

 平成25年12月17日発行
 発行人 山 形 県
 印刷者

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3 印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社 印刷者 坂 部 登 電話 山形(631)2057 (631)2056